



皆様の実務経験を活かし プライバシーマーク審査員 として活躍してみませんか。

プライバシーマーク制度とは?

プライバシーマーク制度は、事業者の個人情報を取扱う 仕組み"個人情報保護マネジメントシステム(PMS)" と、その運用が適正であることを評価し、その証として 「プライバシーマーク®」を付与して事業活動での使用 を認める制度です。

個人情報保護の意識レベルの向上、社会的信用の獲得を 目的に、多くの事業者にプライバシーマークを取得いた だいています。

1998年に 制度運用開始

○ 1,6000社超 の事業者が取得

プライバシーマーク審査員とは?

プライバシーマークの審査を行うために必要な知識と技 能を有していると評価されJIPDECにより登録された方 をいいます。

審査員の業務は、申請事業者のPMSの構築及び運用が、 JIS O 15001%に基づいたプライバシーマーク制度の審 査基準に適合しているかを審査することです。

※JIS:日本産業規格

全国で約1,300名 が審査員として 活躍しています。



プライバシーマーク審査員にはこんなメリットが

自分のペースで できるので、 今の仕事との 両立が可能

今の仕事の 知見を活かす ことができる

第二・第三の 収入源になる

本業へのプラス(1) 専門性が高め

られ、業務の 幅が広がる

本業へのプラス②

顧客からの 信頼を獲得

審査員になるにはどうしたらいいの? → 裏面をご覧ください。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC) プライバシーマーク推進センター

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

TEL: 03-5860-7566 FAX: 03-5573-0562

修機関

JIPDEC

プライバシーマーク審査員になるには

審査員補養成研修を受講し、「審査員補」になる STEP1

研修機関で研修コースを受講し修了試験に合格すると、審査員補になる資格が得られます。



実際の審査現場で実務研修を受ける STEP2

いずれかの審査機関でベテラン審査員に同行し、実際の審査業務を経験していただきます。 実務研修において一定基準に達すると、審査員になるための推薦を受けられます。



審査員登録の申請を行い、「審査員」になる STEP3

JIPDECに申請し、評価委員会にて承認されると、審査員の資格が得られます。



審査機関と契約し、審査員として活動する STEP4

JIPDECを含む審査機関と契約を締結することで、審査業務を開始することができます。

こんな方が活躍しています



Aさん(行政書士 としても活動)

- ●審査員の業務は敷居が高く、難しいイ メージを持っていましたが、実務研修で の丁寧な指導で無理なく知識を習得でき ました。業務のスケジュールも自分で調 整できるので安心しました。
- ●審査員の肩書を名刺に入れることで、 顧客からの信頼度アップにも繋がってい ます。

Bさん(中小企業診断士 としても活動)



- ●中小企業診断士と審査員を両立させる ために、月曜と土曜は診断士業務、火曜 ~金曜は審査員業務と曜日ごとに業務を 割り当て、スケジュール管理を徹底して います。
- ●診断士としての事業者の全体像を把握 する力が、審査業務において大いに役 立っています。また、診断士に求められ る論理的思考力や文章力も、現地審査報 告書の作成等で活かすことができます。

研修機関は全国に3機関 審査員補養成研修等を実施しています

審査機関はJIPDECのほか 全国に19機関

もっと詳しく知りたい方は

プライバシーマーク制度ホームページ をご覧ください。https://privacymark.jp/

プライバシーマ-